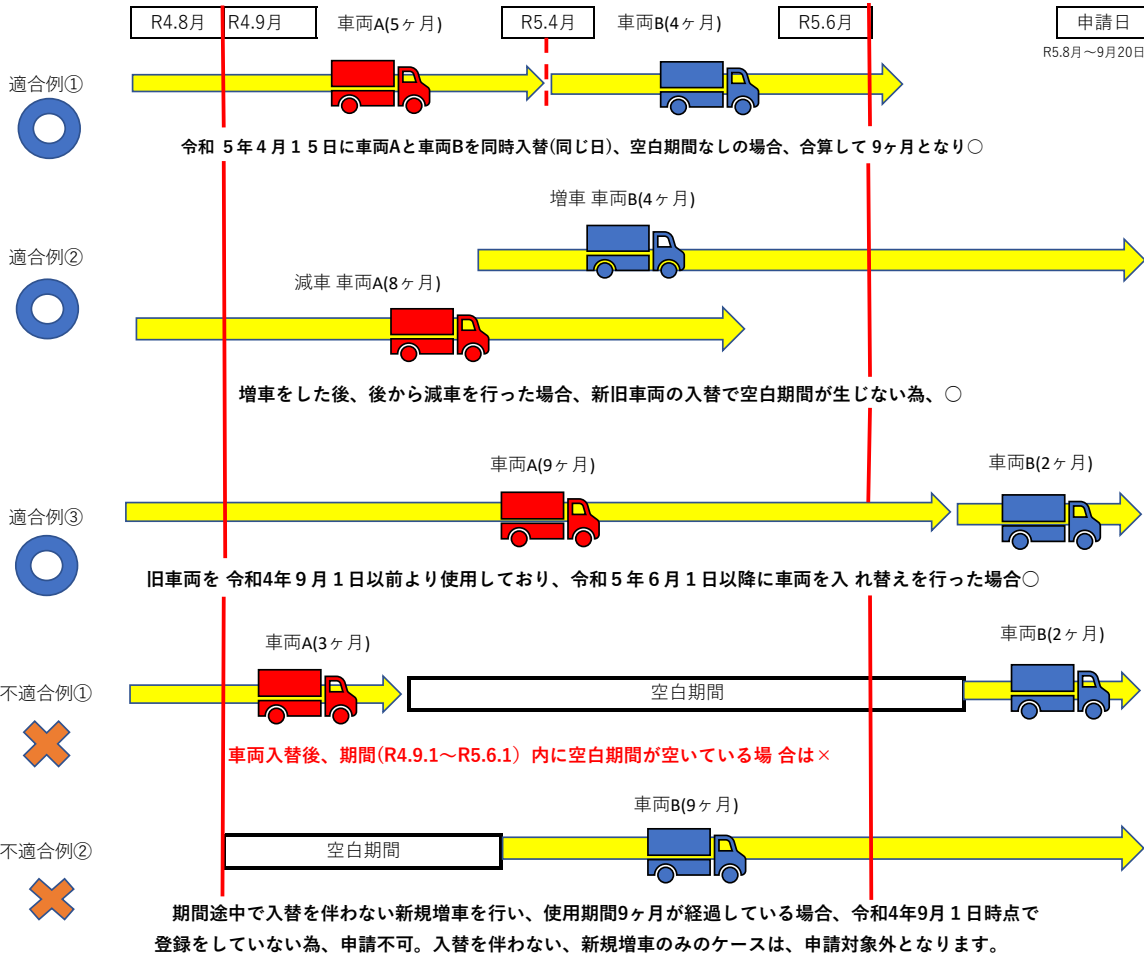


令和5年度 交通・物流事業者燃料高騰対策事業

車両入替時の注意点について

原則 申請対象の旧車両は令和4年9月1日以前より事業に使用されており、令和5年6月1日時点、旧車両(減車)と新規車両(増車)の使用(登録期間)が合算して9ヶ月以上(R4.9.1～R5.6.1未迄の期間中)となる必要があります。

車両入替 令和4年9月1日以降、申請時点で減車した車両と増車した車両で合算して9ヶ月間となる場合、車両1台分として助成金申請が可能です。
 車両入替で途中空白期間が有り、車両の使用期間が9ヶ月に満たない場合(期間：R4.9.1～R5.6.1迄)は、申請対象外となります。**※期間中空白が1日でもあれば×**



証拠書類 車両の入替を行った場合、以下2種類の書類を添付してください。

減車分 ①登録識別情報等通知書 (一時抹消を行った年月日が記載された書面)
 登録識別情報等通知書にて一時抹消を行った年月日を確認します
 ※登録識別情報等通知書がない場合、申請車両の新旧車検にて
 貴社から第三者に名義変更になった事を確認する
 ①貴社が使用していた時の旧車検証+②名義が変更になった新車検証を提出
 又廃車の場合は、登録事項等証明書を取得する必要があります

増車分 ②新規登録の車検証
 新規登録車検証にて登録を行った年月日を確認します

※上記2点の書類にて抹消日、新規登録日を確認し、旧車両が令和4年9月1日以前から使用されているか、増車車両がいつ新規登録となったか確認を行い、新旧車両2台で合算して9ヶ月以上の使用期間になるかを確認する

備考 代替申請で使用する事業用自動車等連絡書は、車両の抹消日、新規登録日が確認できない為、証拠書類として使用できません